

第 2 回 繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会
議事要旨

○日時：令和 5 年 10 月 24 日（木）10:00～12:00

○場所：オンライン会議

○出席者：

新宅純二郎座長、太田秀幸委員、富吉賢一委員、深田雅史委員、山下隆委員、渡邊純子委員

○欠席者：

江藤学委員、大澤道雄委員、山田美和委員

○ゲストスピーカー： 一般財団法人ケケン試験認証センター 丸茂様

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター 西原様

オーガニックテキスタイル世界基準（GOTS） 松本様

○議題

- （１）開会
- （２）事務局資料説明
- （３）認証機関、認証制度からのプレゼンテーション
- （４）論点説明・自由討議
- （５）閉会

○議事概要

- 事務局より、資料 3-1、3-2 に基づき資料の説明をした後に、（一財）ケケン試験認証センター丸茂様より資料 5 に基づき、（一財）ニッセンケン品質評価センター西原様より資料 6 に基づき、オーガニックテキスタイル世界基準（GOTS）松本様より資料 7 に基づき説明。その後、事務局より資料 8 に基づき説明を行った後に、自由討議を行った。議事概要は以下のとおり。
- 方針 1：ベンチマークとなる認証機関やイニシアチブを検討し、それらの監査項目を参照してドラフトを作成することについて
（監査要求事項の策定方針）
 - ・ 既存の認証制度やイニシアチブの共通項だけではなく、目的にあった内容が重要。国がアパレル産業で注力させたい方針に合わせるのも一案。
 - ・ 繊維業界における人権・労働環境面の整備を目指した認証制度を制定する場合、既存の法規制やガイドライン等に準拠し、必須となる内容や水準を抽出する作業が重要。
 - ・ 労働者の人権に関する項目は日本繊維産業連盟「繊維産業における責任ある企

業行動ガイドライン」で網羅されているが、その他ステークホルダーの人権、環境に関する項目は既存のベンチマークとなる制度の監査項目を参考にする必要。

- ・ 環境面への対応は中小企業と大企業、生産工程によって異なる。例えば、大企業と中小企業とでは対応できる内容も異なり、生産工程でも染色と縫製では作業内容や取り扱う薬剤なども異なる。これら企業が置かれる条件に合わせた項目設定や調整が重要。
- ・ 大企業・中小企業とで取組める内容も異なるため、まずは各企業が取り組むべきガイダンスとして位置付けて、将来的には認証制度として基準を定めるなど、緩やかな方針も一案。
- ・ 日本は人権・環境要件への関心が薄いため、国内工場もそれら要件への対応が欧米に比べ遅れてきた。今後、国内市場の変化に伴い工場も変化していくと考えられるが、早急に人権・環境要件などの全てを対応させるのは難しい。そのため、まずは人権面への対策を優先させるなど、段階的な取組が重要。
- ・ 認証制度の導入時点で最低限対応すべき内容と、5年・10年後に対応すべき内容とで分けた制度とすると、企業は取り組みやすい。
- ・ 日本繊維産業連盟「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」や日本アパレル・ファッション産業協会「CSR 工場監査要求事項」の内容は、現状の繊維関連企業でも対応可能な内容。まずは、これらの内容を踏まえた基本的な制度を制定し、将来的に海外のイニシアチブ等で扱われている環境面の項目を加える等の方針が現実的。
- ・ 監査項目の内容によって、自己認証が可能なものと第三者認証が必要なものとを分類することも重要。

(購買条件の透明性の確保)

- ・ サプライチェーン上の購買条件を遡るなどし、労働条件に関する問題の原因が可視化される仕組みが必要。監査不適合の原因について、サプライヤー自身で改善できる部分と根本原因が別にある部分が可視化できるシステムとする必要。

(認証制度の運用方針に関する検討)

- ・ 欧州をはじめとする法令遵守のコンプライアンス対応を求めるのか、民間取引を活性化させるための監査・認証の取得を求めるのか、その両方を合わせた形とするのか整理が重要。
- ・ 認証制度を誰が整備し、どのように運用するかの議論も重要。
- ・ 環境面と社会・人権面の監査では監査人に求められる専門性も異なるため、どのようなトレーニングを受けた人が監査を行うのか検討する必要がある。

- 方針2：OECDの「責任ある企業行動に関するOECD多国籍企業ガイドライン

（以下、「OECD ガイドライン」という。）」の改訂、欧州の関連法制度の整備、それらに関連した国際議論を踏まえ、今後重要視すべき観点について

（OECD ガイドラインの改訂内容）

- ・ 改訂事項のうち人権・労働に関する内容は少ないが、問題提起時に逆提訴・言論封鎖が問題とされてきた背景を踏まえ、「報復の禁止」が明記された点、また、「意義のあるエンゲージメント」に関する内容が追記された点は、既存の日本のガイドラインでは扱われていない。

（欧州の議論動向）

- ・ 欧州の指令案は 2024 年には最終案が出される予定だが、多くの意見が出されているため遅延。多くの大企業からも、ステークホルダエンゲージメントやグリーンバンスメカニズムなど人権 DD のプロセス面に関して、従来の監査だけでは限界があり、100%カバーしきれなかった点が指摘されており、その点も踏まえることが重要。

※欠席者の江藤学委員、大澤道雄委員、山田美和委員から事前に意見聴取した内容を自由討議の場で共有しているため、それを含めた議事要旨となっている。

以上